

第3回（仮称）帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会 議事録

日時：平成27年8月28日（金）18：30～20：15

場所：帯広市役所10階 第5B会議室

出席委員（9名）

佐藤 英晶 会長 曾我 修己 副会長 松崎 拓郎 副会長 桑田 睦子 委員
池田 知子 委員 内山 信美 委員 佐野 つや子 委員 山田 敏彦 委員
松田 安巨 委員

帯広市事務局（7名）

中島 剛 保健福祉部長 野原 隆美 企画調整監 稲葉 利行 障害福祉課長
久保田 武 身体障害者福祉司 鳥本 貴敬 課長補佐 曾我 紀子 専任手話通訳者
畠山 初美 専任手話通訳者

傍聴者（2名）

報道関係者 2名

1 開会

2 議題

（1）条例制定に対する各委員の考え方について

会 長：それでは、議題に入る前に、事務局から「本日の進め方について」説明願います。

事務局：第1回目の検討会の際に確認した「検討スケジュール」において、本日の第3回目では、「条例（骨子案）について」ご検討いただく予定になっておりますが、その前に、ここまでの検討内容を踏まえて、各委員の条例の制定に対するお考えを述べていただき、条例制定が必要か否か、一旦確認したうえで、(2)以降の議題に入らせていただきたいと思いますと考えております。

会 長：ただ今の事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問等ありますか。

<意見等なし>

会 長：特になければ、ここで、条例制定に対する考え方について、各委員の方々からご意見をお伺いしたいと思います。

A委員は、7月25日に開催された手話フェスティバルの実行委員長もされていたと聞いておりますので、委員の皆さんに共通認識を持っていただくために、そのフェスティバルの開催状況も含めてお話いただければと思います。

A委員：7月25日に「手話フェスティバル in おびひろ」を開催しました。この開催

目的は、一般市民の方に向けて、手話やろうあ者についての理解をまずしていただくために初めて開催しました。講演していただいた方もろうあ者で、NHKの手話講座の講師をされていた方です。お名前は早瀬憲太郎さんという方をお招きしました。講演時間は1時間半くらいありましたが、その中で、聞こえる市民とろうあ者の市民と一緒に楽しむことができる、または交流することができるような行事だとか、交流の方法、伝え方、一緒に楽しめるための方法を工夫することが自然にできれば、理解も自然と世の中に広まっていくのではないかというお話がまずはありました。

そして、大人になってからではなく、小さい頃からそのような経験、体験を積み重ねていくことで、大人になった時に再びろうあ者と出会ったその大人になった子どもたちが、聞こえない人にどうやって接すれば、伝えることがスムーズにできるかということ意識して、スムーズなコミュニケーションが図れるというお話もありました。

また、市民に手話条例というのができたら、どんなふうになるということや、効果が具体的に分かるように条例を制定していく必要があるというお話だとか、ろうあ者のためだけの条例ではなく、聞こえる人も全ての人に必要な条例であるんだということをお話しされていた。そのようなことを具体的な参考例を基に、楽しく分かりやすくお話をいただきました。以上が、手話フェスティバルの講演の内容です。

私の意見としては、やはりろうあ者だとか、福祉課だけでいろいろな施策を考えていっても、やはり限界があると感じています。ですので、市民の方に理解をしていただき、手話を広げる取り組みと一緒に進めていけたらと考えますので、手話条例というのはやはり必要と考えます。

B委員：手話言語条例は、ろうあ者だけのものではなくて、帯広市や帯広市民そして、手話を言語として暮らすろうあ者、この3者が同じように理解をし、力を合わせて取り組んでいかなければ、成功しない取り組みだと思えます。私が手話フェスティバルで一番関心を持ったことは、気になったことというのは、そして一番不安でもあったことは、一般のろうあ者のことを知らない、または手話のことを全く知らない市民の方にも理解をしていただければ、手話条例は成立しないということが頭にありましたので、帯広市が渡してくださった市民向けの条例についてのアンケート、このアンケートの結果がとても気になっておりました。アンケートの結果や意見などが載っておりましたので、読ませていただきましたが、理解をもらえている、もらえる、もしくは理解をしようとしてくださっている市民の気持ちが載っていて、このような市民の方がたくさんいるということは、ありがたく感じました。手話フェスティバルをして良かったと感じています。1日だけで理解を全て広げるというのは難しいですが、手話条例を制定して、少しずつ市、市民、ろうあ者の3

者が同じような気持ちで進んでいければ幸せだと思っています。フェスティバルをして良かった、少しでもこの活動について分かっていただけの方が増えたことについては、とても嬉しく思っています。

A委員：先ほど、お話が漏れたので追加してお話ししたいのですが、手話フェスティバルでお配りしたパンフレットがあるので、お持ちでない方がいれば、今日持って来ているので是非読んでいただければと思います。

<パンフレットを配付>

パンフレットの中には、手話条例、または帯広市に以前ろう団体などが要望した要望書の文面なども載っているのですが、参考にいただければと思います。

C委員：今、2人から話がありましたが、やはり聞こえる市民にも、聞こえない市民にも、どちらにも必要だということが基本にあると思っています。私は手話通訳をさせていただいているが、この中には手話通訳制度についてのこれからの充実とか、これから具体的に上がってきたのを見て、また、意見がもしあればお話しさせていただきたいと思いますが、手話通訳者は足りないということだけではなく、手話通訳者を育てる指導者の育成とか、そういうのが帯広市にとっても必要になると思います。

D委員：聴覚障害に対する理解という意味では、条例の制定が必要だと思います。聴覚障害はやはり、外から見ても見えない、例えば車椅子の方であるとか、お手伝いの方が比較的に見やすいが、聴覚障害の方はご本人が聴覚障害かどうかということは、普通に接しただけでは分からないと思うので、そういうことも含めて理解を深めていただくと、障害のあるなしに係わらず皆さんが同じように生活をしていくことに対して、工夫がされていくのではないかなと思うので、そういった理解を深めていただくためにも条例でやっていただけるといいのではないかと思います。

E委員：今年になって新聞などで、手話やろう者について取り上げられることが増えてきて、私などは手話に係わっている者として、新聞の記事もすぐ目に留まったりして、やっというろいろ取り上げられるようになってきたなと思うところですが、一般の市民の方もほとんど聴覚障害、ろう者のことについては、どういう方なのか、聞こえないってどういう障害なのかということが、普通の方は本当に、ろうの方にあつたことがなければ、想像もできないような苦しい障害だということをろうの方からも発信していかなければ分からないことです。やはり、条例ができて皆さんとろうの方がいろいろ交流できるようになっていけば、理解も深まると思うし、条例をつくらうということをつけかきにして、市民の方に聞こえる人も聞こえない人もお互いにいい関係を持ち、理解が深まるようなことになるということで、条例を制定していただきたいと思っています。

F委員：私は過去 2 回の検討会に参加させていただき、もちろん条例には賛成なんです。が、条例を制定する意味合いというのは健常者というか一般の人たちが、ろう者とも普通に垣根なく付き合えるというか、そういう環境づくりが大切なのではないかと思えます。そういうことを組み立てていくとすれば、やはり通訳者だけという話ではなくて、一般の方が手話に馴染むということが、一番大切ではないかなというか、本当の意味での交流を深めるというか、垣根をなくすことになると思えます。そんな中でそれ実現しようとする、一杯学べる機会があればいいですが、触れ合う機会も必要ですし、一番本当にいいのは、教育の現場から自然にそういうことに触れあう場があったり、学べる機会があったり、そういう形になっていくのが一番いいのかなと思っていました。我々も勉強すればいいのですが、なかなかこの歳になりますと、1 つ覚えても 1 つ忘れる歳になってきて、あまりはかばかしくないことは思うんですが、そういう意味では若い人から自然に触れ合える、時間はかかるとはいいいましても、そんなに長い話じゃなくて取り組めば、それなりに 10 年くらいである程度の成果は出てくるというか、そういう環境づくりがなくなるといけないかなというふうには思っています。

それと、D委員も言われたように、1 回目の佐藤オブザーバーのお話でもありましたけども、見てわからないんですよ、ろう者という方は我々が見てわからないので、触れ合う機会があっても、どういうふうに触れあっていいのかもわからないし、ろう者としてはどう思われているのかわからないですけども、簡単にお互いに分かることができるようなシステムというか、形があるとよろしいのではないかなと思ったりもしています。大体そんなところですよ。

G委員：今月の民生委員の合同例会におきまして、事務局の方の説明で、アンケート調査の協力をさせていただきました。大変結果が気になっておりました。ところが、大変市民の手話に対する関心が高いということと、また、勉強したいという回答が随分あることに、逆に驚いたぐらいです。これは当然条例化すべき問題だなと思いました。また、人にやさしいまちづくり推進協議会の役員をしておりますが、正直言います、今までこの協議会の中で何をテーマに取り上げて活動したらいいかというような議論を随分してきました。

しかし、なかなか結論が見いだせなく、ちょっとした啓発活動だとか、そんな程度の活動で終わってございましたけれども、こういうような具体的な問題があれば、それらの啓発活動に取り組めばよかったんだと、そんなふうに今思っております。

H委員：条例制定がないことはないだろうと思えますが、いくつかの疑問があります。それは、私たちが外国に行った場合も言葉が通じなければ、手真似で相手に意思を伝えようとする。おそらくこういう手真似のものが自然発生的に手

話に発展したのではないかと私は思っていたのですが、であるならば、人間の動きというのは世界的に共通のはずなんです。だけど手話自体が世界的にどうなのかという問題を調べたときに、意外とそれぞれ一致していないようなんです。そこが不思議なんです。結局ただ日本語を翻訳しているだけの形になってるような気がしますし、そこがもうちょっと、例えば、ハワイに旅行した場合にフラダンスがありますよね。その動きと日本の手話の動きと本当は共通であって、そして、世界的なろうあ者の会議のある程度共通のものがなければならないと思います。ところが意外とそこらがすっきりしないんです。私はこの問題については、西帯にある聾学校を10年以上前に視察した際に、当然子どもたちが学校で手話を使っていると思っていたら、全く正反対のことを校長に言われて、疑問を持ったのが始まりなんです。図書を借りてよく本を読んできたんですが、今でもすっきりはしないです。手話が言語であると言うのであれば、世界的にもうちょっとどうなっているのか、そして、日本で手話が発生してきた経過がどうだったのかという整理がまだ足りないような気がします。

I 委員：手話というところでは、今回のアンケートを後でまた触れると思いますが、結構市民の方、関心が高いんだなというところはすごく感じまして、私自身の経験からしても、結構手話を習ったことのある人というのは、周りに一杯いました。学生時代もそういう福祉の大学に通ってまして、手話サークルというのがありましたが、社会福祉を学ばない他の学科の学生もこのサークルに入っていたりということもありましたので、結構、一般の方の関心が高いんだなというところだと思います。やはりこの手話の条例ですね、これをつくっていただくというところでは、手話に関心を持ってもらうことを通して、障害であるとか障害者にもっと関心を持ってもらえたらいいのかなというところが、私の意見です。そういう意味では、今回のこの条例をつくってどんなふうにそれを市が運用していくかというところが、1つ大きな課題なのかなというふうに思っています。

それから、もう1つは、手話を習ったことがあるという方が、意外と私の周りには一杯いたんですが、実は習ったけど使っていない、習ったけど忘れた、なんていう方が大半を占める。実際にその後ずっと続けている方というのは実は私の周りにはいなかったんですね。そういうところでは、今回の条例の制定を機に、手話に関心のある方々が継続的に何か手話と係わる機会というのができるといいのかなと思っています。今回の条例を制定していただくことはもちろん賛成なので、そういったところからまた手話ないしはろうあ者につながっていくようないろんな施策を展開していただけたらいいなと思っています。

会 長：ただ今、今日ご出席の委員の皆さんのご意見をいただきました。今日、ご欠

席のJ委員につきましては、事務局の方からご意見の確認をしていただき、手話条例の制定については必要だとの確認を得ているところですので、ご承知おきください。ということで、基本的には今、各委員さんのご意見を伺ったところでは、条例に対して「必要だ」ないしは「進めて欲しい」というところの意見だったかなと思っております。そういった方向性で確認というところでもよろしいでしょうか。ちょっと私は違うという方がいらっしゃったら挙手をさせていただきたいんですが。

< 挙手する者なし >

会 長：では、条例の方は必要ということで、進めていくということで、この検討会では結論とさせていただくということで、確認させていただきます。

(2) 条例に盛り込むべき事項及び内容について

会 長：続きまして、議題の(2)「条例に盛り込むべき事項及び内容について」に入ります。事務局から説明願います。

<事務局より、資料1に基づき以下の点について、説明した。>

- ・資料1の「条例に盛り込むべき事項及び内容 検討資料」は、検討会において委員の皆様が検討しやすいように、そのただき台として事務局が作成したものであること。
- ・18の例のうち、明石市のみが手話だけではなく、点字や要約筆記の利用促進も含む内容となっており、現在、千葉県習志野市でも手話以外のコミュニケーション手段を含めた条例を検討中であること。
- ・検討項目については、既に条例を制定している全国18の地方自治体の例を参考とし、条例の名称、前文、目的など10項目について整理したこと。
- ・検討の進め方については、まず、項目2番の「前文」から5番の「基本理念」までについて、ご意見などをいただき、次に6番の「市の責務」から10番の「財政措置」まで、最後に1番の「条例の名称」についてご意見をいただきたいこと。

会 長：それでは、項目2番の前文から5番の基本理念に関して、まずは意見等を伺いと思います。

H委員：前文の2番目のところ、手話は視覚的に表現する言語であるということ、これについては、次回までに少し資料を出してもらいたいと思うんです。人の

動作によって生まれてきたとすれば、世界的に共通であるべきだと私は思うんです。ですから、各国の同じ表現が、どんなふうになっているかというのを調査してほしいと思います。それによって、ある程度共通であれば、これはこのとおりだと思います。だけど全く日本だけが独特であるとするれば、音声言語の日本語を翻訳したにすぎないということにもなるし、ちょっとそこら辺のデータを出してほしいなと思います。

会 長：事務局、よろしいですか。

事務局（稲葉課長）：はい。

G委員：今、H委員の方で、各国によっていろいろ違いがあるとした場合にですよ、ここの表現が変わってくるんですか。ここの表現に何か影響するんですか。

H委員：結局、全部違うとすれば、単なる日本語を主体に翻訳しただけにすぎないということにもなるはず。やっぱりある程度共通なものがあって、なる程というところがあると思います。だから別に急ぐこともなければ、そこら辺を事務局の方で用意できた時点で、次回以降を開催すればよいのではないかと思います。

A委員：今、H委員のお話で、視覚言語のお話があったと思うんですが、では日本語というのは、音声言語、耳で聞く言語なので、見る言語ではないんですね。視覚言語というのは、耳で聞く代わりに、目で見る言語という意味なので、手話という形を見て理解できるように、コミュニケーションをする。視覚言語としての手話が、国際的に共通ではなくても既に、今、外国の手話と日本語の手話が違うけれども、手話は同じく視覚言語として認められているということになっている。世界共通でなくても例えば、音声言語だけれどもアメリカ人が喋る英語と、日本人が喋る日本語、どちらも音声言語だけれども、言語としては違いますよね。それと同じように、アメリカの手話はアメリカの手話としての言語、日本の手話は日本の手話としての言語なので、世界共通であらねばならない理由はないです。

手話通訳者：通訳側でちょっと今の読み取りで足りなかったもので、補足してよろしいでしょうか。

会 長：はい。

手話通訳者：もし、視覚言語が共通でなければいけないんだったら、音声言語の日本語や英語、ドイツ語があること自体を否定することになってしまうので、そこは違っても、文化が伴っての言語なのでよろしいのではないのでしょうかということをおっしゃっています。

H委員：もったもだと思います。ただ一応、世界的な動きをデータとして出してみてもらって、そしてやっぱり、なるほどなあという共通なものは納得した方がいいと思うんです。

G委員：1回目の時に、私、質問をしましたよね。議事録にちょっと載っていますが、手

話は万国共通かというふういきいたことがあるけれども、そうかと言ったら違うんだという回答でしたよね。ただ、国際的にも共通する手話もあるというお話でしたよね。だから、国際的に共通な手話もあるんだそうですよ。

H委員：だからそういう場面をイラストでいいから、何かちょっと整理してあれば皆、納得しやすいと思うんです。

G委員：共通言語でエスペラント語なんてのがなかったでしたっけ。そういう言葉ありましたよね。万国共通の言語にしようということで作られた言葉だったみたいですけど、そういうのも普及していないけれども、手話でもあるんでしょうね。

事務局（中島部長）：ちょっといいですか。

会 長：どうぞ

事務局（中島部長）：先ほどA委員のお話の場合、英語も日本語も言葉で喋る限りにおいては音声言語だということについては、皆さん異論がないと思うんですけど、日本語では犬は「ワンワン」と吠えるんですけど、英語では「バウワウ」と吠えますよね。でもそれも、共通だから「バウワウ」と言われたときに、犬の鳴き声だと理解できるかどうかは、その国、その国の言語、ですから音声言語では一緒なんだけども、言語の表し方はそれぞれ違うというところがあるというところの話で、今H委員からお話があったところは、それぞれどんなふうになるかは、私どもちょっと調べてみたいと思います。

ちょっと、新聞報道であったんですけども、パプアニューギニアという国では、手話も公用語に入れるというのが、今年の新新聞報道に出てたことがありますので、それぞれの国で、手話でコミュニケーションに使うことについての位置づけも、日本も手話言語法というのが検討されていますが、同じようにそれぞれ取り扱っている国があるようでございます。

お尋ねの資料については、どういうふうに表示できるかわかりませんが、調べてみますので、少しお時間をいただきたいと思います。

会 長：ほかにご意見ございますでしょうか。

<意見等なし>

会 長：概ねほかの自治体とそんなに大きくは変わらない部分かなとは思いますが、特になければ、次の6番から10番の方に移りたいと思います。6番から10番までのところで、ご意見等お願いしたいと思います。

A委員：7番目なんですけれども、市民の役割のところですか。いくつかある中の3番目の黒丸のところですか。「ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする」というふうに書いてあるんですけど、この部分について、採用し

た理由について、具体的にお話をお願いします。

事務局（稲葉課長）：概ね各自治体で共通している表現の中で、「自主的に」という言葉を群馬県で用いていましたので、参考まで検討資料に入れたものです。

A委員：分かりました。私の方で思うのですが、群馬県の場合には、県の中にたくさんの方々の各市に属するろう団体があります。なので、この表記で自主的にろう団体は活動することと載ったのかもしれませんが、帯広市の市レベルの条例では、この書き方は馴染まないのではないかと感じました。

G委員：確かに市民の役割という項目の中で、「ろう者及びろう者の団体は、自主的に」となると、ろう者もろう者の団体も市民なのかもしれませんが、市民の役割でしょ、ろう者が自主的にやれということか。

事務局（稲葉課長）：1回目の検討会のときに、佐藤オブザーバーが石狩市においては、条例を制定して、手話を普及していくというときに、「石狩のろうの役員の方は大変忙しい思いをしております」というお話があったかと思います。それを受けて、条例を帯広でもし制定するとしたら、帯広のろう者協会の皆さんも忙しい思いをすることになると思うが、大丈夫でしょうかというお話を検討会の場ではないところで、ろう者協会の方にお会いする場面があったので、お尋ねしたことがあります。そうしましたら、ろう者協会さんの方では、石狩さんと違って、手話を教えることができる人がたくさんいるから大丈夫とお伺いしたことがあります。ですから、ろう者の団体の方で一生懸命、自発的に例えば学校の総合学習の時間とか、今でもそういう活動をしていただいているんですが、ご自分たちの手話を広げるんだという気持ちで、「自主的に」という特徴的な言葉が他の自治体で用いられていたもので、検討材料として載せたところですよ。もし、馴染まないということであれば、ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

G委員：いや、それで意味分かりました。ろう者の方も一生懸命やらなければならないよということですね。だから一生懸命やるから忙しい思いもされていくということなんですね。意味は分かったんですけど・・・

A委員：今のお話の流れでいきますと、馴染まないという意見があるのであれば、検討しますとおっしゃってくださったので、そのように検討してくださると思って次回待つという気持ちでよろしいですか。

G委員：「ろう者及びろう者団体も」というなら分かりいい。

事務局（野原企画調整監）：この市民の役割ということでお話のあったとおり、ろう者も市民ですから、あえてどうするというお話の部分なんだろうなと思っております。それで、「住民、ろう者、手話通訳者ごとに」というようなことで、分かるように書くのか、その中にろう者が啓発もするんだよというようなことを役割の中に埋め込むのか、それとも市民全部でひとつくくって、1つだけの項目として書くのかといったことなのかなとは思っています。役割分担

として条例の中にはっきり明記して進めていくのか、市民全体として1つでいくのかといったところかなと思ってはいます。

事務局（稲葉課長）：資料2の2ページの鳥取県の住民の役割というところをご覧ください。3者ごとに役割を明記しているタイプですが、ここに県民は、ろう者は、手話通訳者は、とありますが、ろう者の役割については、「県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする」とあって、「自主的に」という言葉はありません。これを入れるかどうかということ判断していただければと思います。

G委員：そうだね。「自主的に」となると、自分たちだけでやれっていったようなものだね。

A委員：今、G委員が言ってくくださったように、市ではなく、ろうあ者が自分で広める責任を持ってやれっていったように見える、予算措置などつかずにやれっていったような感じがした。

事務局（野原調整監）：先ほど言われたように県のレベルでの、あえて自主的にとっているところのお話なのかなと思ってはいます。市のレベルでは、そんなに区別していないところの方が多い。市民はといった中でひとくくりになっているところが多いのかなと思います。県のレベルではいろいろな団体があるので、3つに分けているというふうにとれないこともない、今お話を聞いていると思います。

I委員：私もちょっと鳥取県のところとあまり変わらないんだというところの話を聞けば、そうかなと思ったんですが、文面だけ見ると、何となく当事者の団体が、何か事業を担わなければいけないようなニュアンスにはとれるのかなと思います。何かイベントを開きなさいとか、何か催し物をやりなさいといったようなニュアンスに取れてしまうところが、誤解というのか、ちょっと過重な負担を強られるようなイメージがあるかなと。鳥取県のこのぐらいの書き方だとそんなに重たいものではないのかなと思います。表現の仕方によるのかなと思ったりはしました。ここでいってる「普及啓発活動」というのはどのレベルのものを想定しているのかというのはありますか。

事務局（稲葉課長）：施策レベルまでは、まだ想定していません。

I委員：何となく、当事者団としては、何か事業をやらなければならないのかというイメージをしてしまいかねないというところだと思います。

C委員：言葉の文字としては、ちょっと強く見えますね。内容はそんなに変わらないですけども、鳥取県のろう者の役割は「普及に努めるものとする」という書き方だと、私としては納得できるというか、柔らかい言い方で書いてあるので、ろう団体の方で一生懸命やらなければいけないんだというように見えてしまうかなと思います。

事務局（中島部長）：いずれにしても、今日このたたき台で皆さん方に承認をいただき

たというような意図でお話をしているわけではありませんので、たたき台、私はよく「たたかれ台」という言葉を使いますが、ボコボコに皆さんにたたいていただいて、皆さん方で思いのこもったものを次の検討会に、また事務局からお示しをさせていただくことですから、どうぞご意見を頂戴して、また私どもも少しお時間を譲っていただいて、検討させていただきたいと思えます。そういう意味では、これまでいただいているご意見については、既にたくさん聞かせていただきましたので、ありがとうございますと申し上げたいと思えます。

会 長：ということで、いろいろご意見をいただいて、検討するたたき台ということですので、特にここでこうしますという結論が出るわけではないというところは、ご意見をいただきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

G委員：逆に事務局の方から「これは気になってるんですね」とか、「これを入れたいんだけど」というようなことは何かないですか。

事務局（稲葉課長）：この資料自体が、皆様のご意見を聞くためのものですから、私どもの方から「こうしたい」というよう意思を示すものではありません。ゼロから検討するとなると、どうしたらいいか大変なことになりますから、「たたかれ台」としてつくったものですので、是非これをというものはありません。参考としていただけるものについて材料を集めてみました。

事務局（野原企画調整監）：项目的なものとしては、他のところの条例を見まして、この項目といったところで網羅されているのではないのかというような思いはしております。今、話題になっていたところについては、ちょっと特色的なところがあったものですから、こんなところもありますよというところで載せてみました。ほかのところの部分については、概ねこんな形で条例の中に入れており、ある程度整理して掲載させていただいております。

F委員：今話題になっているところで、市民の役割ですか、どこかに具体性を持たせるところもあってもいいのかなと思う部分もあるんですけど、ここの部分には逆にあまり具体性を持たせる必要がないんじゃないのかなと思います。だからさっきも言ったように、垣根のない形を進めていくというのが僕は理想と思っているので、ここであまりこの方たちはこの役割という言い方をするのは僕としてはあまり馴染まないといえますか、こうしない方がいいような気がします。

G委員：条例には施行令みたいなものはあるんですか。

事務局（稲葉課長）：市でいいますと、条例の下に規則があります。

G委員：わかりました規則なんですね。

I委員：具体的な規則は想定しているんですか。

事務局（稲葉課長）：この条例について、今のところ想定はしていません。規則をつく

る場合は、条例の方に「条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」というふうに委任規定を設けることとなりますが、実際に条例の施行に関して規則を定めている自治体は、ありませんでした。

G委員：帯広市の他の条例には規則はあるんですね。

事務局（稲葉課長）：条例全般について、規則を定めているものはあります。この手話条例については別に規則を定める予定はないということです。

I委員：ちょっと気になったのは、8番の事業者の役割というところで、事業者ってなんだろうっていうのが、パッと見て誰でも分かるのかなっていうのが気になりました。参考にしている自治体が5つあって、新得さんだけが福祉事業者というふうに明記しているんですよ。この事業者というのは福祉事業者として捉えていいでしょうか。

事務局（稲葉課長）：新得町さんの場合は、住民の役割と事業者の役割と2本ありまして、住民の役割の方の事業者というのは、ろう者が利用しやすいサービスを提供するというので、このたたき台と同じような内容になっておりますが、こちらの方は商店ですとか、スーパーですとか、運輸業だとか、そういうところの事業者のことをいっていますが、あえて新得町さんが事業所の役割といってる方の福祉事業者というのは、事業者の中でも福祉に関するわかふじ寮などの事業者をさしていると思われま。

I委員：ここでいっている8番の事業者は何か。

事務局（稲葉課長）：新得町さんでいいますと、住民の役割でいっている方の事業者ということになります。

G委員：じゃあ、一般の事業者を含んでいるわけ、一般の商店もお店屋さんも、事業者も企業も。

I委員：サービスっていうのは、まさにスーパーで商品を提供することも含めてのサービスということだと思うが、分かりづらいなというか、一般の市民が読んで、これが何を意味するのか、ちょっと読み取りづらいなという印象を持ちました。

D委員：事業者の役割なんですけど、多分「ろう者が利用しやすいサービス」というのは、商店とか対象にしていると思うんですが、その後の「ろう者が働きやすい環境」という意味では、労働の部分に関係してくると思うんですがね。なので、ろう者の方がどこかにお勤めされた時に、そこで、例えば手話で情報をもらえるとか、そういうようなことを含んでいるのではないかと思うんですけれども、少しこれだと一般的には分かりにくいと思うので、もう少し工夫していただくと、一般の会社の方にもそういう責任があるということの役割を明記できるのではないかと思うんですけれども。

I委員：私も同じように思います。どうしても福祉の専門家だとサービスと言われると、障害福祉サービスの事業者だとか、働きやすい環境を整備するのは就

労支援事業者なのかなとか、そういうふうに思っちゃうんで、一般企業であったり、商店だったりの方々が自分たちのことだということが読んで分かるのかということだと思うんですよね。そこがちょっと分かりずらいかもしれないなと思いました。

A委員：そうですね、同じ考えです。

G委員：そうか、6番は市、行政の役割、そして7番が市民の役割、で8番が事業者の役割ということなんだ。6、7、8とこういうふうに表示してるんですね。皆で協力しましょうという意味なんですね。

I委員：行政があつて、市民があつて、いわゆる企業があつて、その3者という理解ですね。

G委員：どうにでも読み取れるのが法律なんでしょ。だから北海道でももめてますけどね。

会 長：どうでしょうか、他に6番から10番までで何か疑問な点とかご意見ありますか。

<意見等なし>

会 長：意見は出尽くしたというところで、それでは1番に戻りまして、条例の名称ですね。この部分についてご意見をいただきたいと思います。事務局から説明がありましたとおり、大きくは3つに分かれていて、ベーシックなのは、「どこどこ手話言語条例」というパターンか、それから、「どこどこ手話に関する基本条例」というパターンか、それ以外のパターンかということなんですけど、このパターンでいけばどれがいいというご意見でも構いませんので、どんどご意見をいただきたいと思います。

G委員：2番目の「どこどこ手話に関する基本条例」というのがいいね、上の「手話言語条例」より。

C委員：私たちは盛んに「手話条例」という言葉をずっと何か月も使ってきて、あと「手話言語法が制定されればいいね」とかいう言葉が飛び交ってました。やはり、馴染みとしては「手話条例」とか、「手話言語条例」というのが、盛んに私たちがよく使っている言葉ですね。これからは皆さんに分かっていただくために広める言葉としてはどうなのか、まだ分かりませんが。

I委員：ちなみに、国の法律では通称何々法みたいな言い方があるんですけども、そういうのは想定していないんですか、長い場合に。

事務局（野原企画調整監）：長いときにはありますけども、今のところはそこまでは考えていません。

I委員：長めの名前を付けて、馴染みの手話条例みたいな通称を付ける場合もありなのかなと思いますけれども、国の法律だとえらい長い法律もたくさんありま

して、誰も正式な名称がわからないというのがよくあるんですが。

G委員：やっぱりあれなんでしょ、県レベルだと言語条例と硬い表現をしていますね。そして、市レベルは柔らかいちょっと表現をしてるでしょ。そして、通称でいう時は言語条例と言ってると思いますけどね。

事務局（中島部長）：通称は手話条例の方が多いかもかもしれませんね。多分、手話というのは、ろう者の人たちにとって大切な言語だということが、発端になって始まってきていますから、言語という言葉がどっかにあった方がいいというご意見があったかと思っています。一方で、人と人を結ぶというところに思いを寄せて条例をつくられているところがよくある感じなので、我々市役所の職員は、こういう柔らかい表現が苦手なものですから、皆さん方のご意見を率直なところを聞かせてもらいながら、もう少し検討していきたいなと思っています。議会の中でも「手と手をつなぐ」なり、「人と人を結ぶ」なりそんな表現があっていいんじゃないのと、非公式に聞いています。あんまりお役所っぽくない条例にしたいなと思ったら、皆さん方からご意見たくさんもらわないと、我々の考えたのはいいいものは浮かばないと思いますから、是非、いろんな感想含めてご意見聞かせてもらえたらと思います。

G委員：まさに7番の松阪市なんかは柔らかい表現にして、話しするときは手話条例と言ってるんでしょうね、きっとね。

事務局（野原企画調整監）：下のその他の自治体の方を見ると、「みんなの」というのがキーワードになっていますよね。

G委員：16番のはすごいんですよ。覚えられない条例だね。

事務局（中島部長）：先ほど稲葉課長の方からお話ししましたがけれども、この条例は手話以外のことも含めて条例に書き込んでいますから、条例の名前もものすごく幅広い内容を取り込んだものになっています。ただし、今、私どもが検討している中では、基本的には手話だけにターゲットを絞った条例ではないのかなという考え方の準備はしてきました。

I委員：16番の明石につきましては、手話言語条例みたいなものとコミュニケーションの条例と2本の内容を1本化しているので長い。帯広市の場合は手話の部分だけの検討会ですので、ここまで長いものにはならないのかなとは思いますが。

D委員：今現在は、手話を中心としたとおっしゃったんですけれども、この中に含まれているのは手話だけではないという部分はこういった内容が含まれているという意味だったのでしょうか。

事務局（中島部長）：明石市の条例がそういう中身だというお話です。

D委員：じゃあ、帯広の場合は、手話を基本としているので、手話のみということ考えていいですか。

事務局（中島部長）：そういう考えで皆さん方にお集まりいただいておりますし、資料

もつくっているところです。

D委員：もし、ろうの方たちの思いみたいな、名前に反映されるといいのかなと思うので、ろう団体の方たちに検討していただくというのはどうでしょうか。それで決めるというのではなくて、ろうの方たちの思いというのはどういうものなのかということをし少し検討してきていただいて、次回にという形はいかがかなと思ったんですけれども。

A委員：去年から、この手話条例関係の勉強会をろうあ者と手話サークルの方たちと一緒にやってきています。皆さん手話言語条例という表現で身につけてきている様子があります。手話言語条例という手話表現でろうの人たちはこのことを話してはいます。

H委員：私は手話条例の方が無難でないかという気がします。それは常に全部見ていると、手話は言語であるというのが大前提にあって、これだから文句言うなという印象を与えるような文章が多いんですよね。果たしてそうかという疑問もさっき言ったように、言葉は世界的に全部違う、それはもっともだと思っうんです。だけど視覚に訴える言語が全く違うというのはちょっと不思議だと思っうんです。だからそれが少なくとも視覚に訴えるものは世界的に共通で、日常の言語表現と比べて非常に共通点が多いとか、そういうものがデータとして出さないと一般市民はすっとんと落ちないという気がしています。

B委員：ろうあ者の立場としての意見です。ろうあ者は今まで、手話を言語として認められないというような時間が歴史的に長かったです。そして今、82、3歳の人が帯広で暮らしている一番高齢のろうあ者です。私たちの知っている一番高齢のろうあ者は82、3歳の方が仲間がいます。そういう私たちから若い人たちまで、皆手話は言語として認められていない時代を生きてきています。今回、手話は言語であるということ初めて国際的に認められ、社会の中で、手話が言語であるということも、日本の中で認められ、手話は言語に含むということで認められた。こういう流れはろうあ者にとっては、手話は言語として認められてとても大事だというふうな思いは私たち自身は強いです。手話フェスティバルというネーミングでやりましたが、英語は英語で、英語の中に、英語で話すことと英語の手話があって、フランス語はフランスの国の中にフランス語とろうあ者のフランス人が使うフランスの手話があって、そのフランス手話を使って生きているフランス人のろうあ者がいる。日本も同じように日本語という国の言語を話す人と、日本人けれども手話を言語として生きているろうあ者の日本人もいる。なので、手話もろうあ者の言語ということをやはり広めたい。他の市民の人にもわかってほしい。それがやっとなスタートしたばかりの状況ですので、まだまだ帯広市民に手話はろうあ者の言語であるということが、広まっていない状況だと思います。ですので、ろうあ者は手話単語として手話言語条例という単語で、この条例のことを話し

ているという流れがあります。

I 委員：私自身もいろいろどんな条例がいいかなと考えはしたんですけども、やはり手話が言語であるということが、今回の一番の大きなところという意味では、言語というキーワードは外せないのかなと思っているんですよね。そうなってくると、今当事者のお二人の方からも手話言語条例ということがご意見として出てきましたけども、私自身もそれが今回の条例の趣旨に一番あっているというところと、当事者の方々今それで一生懸命勉強してきて慣れているというところでは、一番いいのかなと私自身は思っております。

H 委員：いや、だからね、ようするに急ぐ必要は何にもないことだと思うんです。ただ、市民がいかに納得できるかというものがないとだめなのさ。だから手話が言語であるという、手話が視覚に訴える言語であるというのであれば、世界中全く違っているというのは、私は不思議だなという疑問も持っています。同じことを恐らく多くの市民も疑問に持つと思うんです。何も慌てることないんですから、そういう自信を持っている方々の説明をいただいて勉強したらいいのではないですかと言っているんです。

会 長：というところで、大体意見は出尽くしたでしょうか。大分時間も差し迫ってきていますので、よろしければ次に進みたいのですがよろしいでしょうか。

<意見等なし>

(3) 手話に関するアンケートの集計状況について

会 長：それでは次に、議題の(3)ですね。「手話に関するアンケートの集計状況について」事務局から説明願います。

<事務局より、資料4に基づき以下の点について、説明した。>

- ・アンケートの実施に当たり、7月25日に帯広ろう者協会様などの主催により開催された手話フェスティバルをはじめ、帯広大谷短期大学様や帯広コア専門学校様、民生委員の方々にご協力いただいたこと。
- ・また、8月20日の木曜日まで、コミセンなどの公共施設にアンケート用紙を配置したり、市のホームページに掲載するなどしてアンケートにご協力いただいたこと。
- ・その結果、全部で905件の応募があったこと。
- ・以下、結果内容の詳細については、資料に基づき説明し、今回は、時間の都合上、単純集計のみの報告となっており、次回はクロス集計など、分析を加えた内容も報告したいと考えていること。

会 長：それでは、アンケート集計について、ご質問等ございますでしょうか。

<質問等なし>

(4) 次回検討会の開催日程について

次回は10月の下旬を予定しているが、2か月先になることから、日程が近づいてから再度調整することとした。ただし、C委員から10月23日は都合が悪い旨申し出があったので、この日を外して調整することを確認した。

3 その他

会長：大きな3番のその他のところで、全体を通して委員さんの方から何かございませんか。

F委員：次回に向けての用意は、もしかしたらされているのかもしれないんですけど、条例に対して具体的な施行令、他都市でどんなことをやっているというのがあるんでしたら、情報としていただければと思います。

事務局（野原企画調整監）：施行令というか、具体的な施策自体ということですね。はいわかりました。

H委員：あと私は、アンケートの記述回答の98番というのが気になるんです。やっぱりここをよく整理する格好で慎重に当たっていきたいと思うんです。

G委員：点字というのは言語なんですか。

I委員：点字は言語というか、文字ですね。表記法ですよ。

A委員：今、I委員が言ってくださいましたが、聞こえて喋れるので、目の見えない方も日本語を言語として持っていて、その表記の仕方が点字だと思います。手で書く文字の代わりが点字であり、それは日本語だと思います。

会長：他になければ、事務局から何かありますか。

事務局（稲葉課長）：第1回目と2回目の議事録を送付させていただいているが、修正点などがないかご確認いただき、準備ができ次第市のホームページに公開したいと考えています。

<1か所のみ発言の趣旨と違う部分がある旨申し出があり、その部分を修正のうえ、準備ができ次第ホームページに公開することを確認した。>

4 閉会